

第 15 章 評価書の補正

環境影響評価書の補正にあたっては、環境影響評価法第 40 条 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 24 条に基づく環境の保全の見地からの国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見を勘案して、補正前の環境影響評価書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行いました。

補正前の環境影響評価書からの主な相違点は、表 15-1 に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っています。

表 15-1 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

評価書の補正箇所	補正前	補正後
P.2-27	温室効果物質に対する配慮の内容について、更なる温室効果ガス排出削減策についての補足説明の記述なし。	温室効果物質に対する配慮の内容について、更なる温室効果ガス排出削減策についての補足説明を追記。
P.7.1.4-69	列車の走行に伴う騒音について、一層の低減を図るための配慮の考え方の記述なし。	列車の走行に伴う騒音について、一層の低減を図るための配慮の考え方を追記。
P.10-19 表 10-1(9) 当該事業に係る環境影響の総合的な評価(「評価結果」の欄内)	列車の走行に伴う騒音について、一層の低減を図るための配慮の考え方の記述なし。	列車の走行に伴う騒音について、一層の低減を図るための配慮の考え方を追記。

